

東北文化学園大学受託研究規程

「平成11年3月10日」

「理事会承認」

(目的)

第1条 この規程は、東北文化学園大学（以下「大学」という。）及び東北文化学園大学大学院（以下「大学院」という。）が学外からの委託を受けて行う研究（以下「受託研究」という。）について定めるものとする。

(受託研究の申請)

第2条 大学及び大学院に、研究を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、当該研究を委託される者（以下「受託研究担当者」という。）を経て、別に定める申請書を学長に提出しなければならない。

(受託研究の受入れの承認)

第3条 学長は、前条の受託研究が教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究及び受託の条件に支障がないと認められるときは、教授会及び大学運営会議の議を経て承認するとともに、理事長にその旨を報告するものとする。

2 学長は、前項の規定により受入れを承認した場合には、その旨を委託者に通知するものとする。

(受託研究の契約)

第4条 理事長は、前条により受託研究を承認した旨の報告を受けたときは、委託者との間に受託研究契約を締結しなければならない。

(受託研究費の取扱い)

第5条 受託研究契約の締結後、委託者は、所要の受託研究費を契約書に定める期間内に納入しなければならない。

2 指定の期間内に受託研究費の納入がないときは、当該契約は無効とする。

3 既納の受託研究費は、原則として返納しない。ただし、天災その他やむを得ない理由又は大学及び大学院の都合により受託研究の継続が困難となったときは、その全部又は一部について返納することがある。

(受託研究費の算定)

第6条 受託研究費は、諸謝金、旅費交通費、機械・器具等の設備費、消耗品費、通信運搬費等、当該受託研究の遂行に直接必要な経費と、それ以外に必要となる間接的な経費（光熱水費等）を併せて算定する。

2 前項に規定する間接的な経費は、原則として次のとおりとする。ただし、委託元に間接経費等に係る規程等がある場合は、双方により別途協議するものとする。

民間機関からの受託研究	受入れ金額の10%
公的機関からの受託研究	受入れ金額の20%

3 受託研究費により取得した設備等は、大学及び大学院に帰属するものとする。
(受託研究費の納入及び支出)

第7条 納入された受託研究費及び当該受託研究に要する経費の支出については、学校法人東北文化学園大学経理規程に基づいて処理する。

2 前項に規定する受託研究に要する経費とは、前条第1項に規定する経費のうち、当該受託研究に直接必要な経費に相当する額をいう。
(受託研究の完了報告)

第8条 受託研究担当者は、受託研究が完了したときは、その研究成果を学長に報告するとともに、委託者に報告するものとする。

2 学長は、前項の規定により報告を受けた場合には、その旨を理事長に報告するものとする。
(研究成果の公表)

第9条 受託研究担当者は、受託研究の成果について公表する必要があるときは、委託者と協議の上、行うものとする。

2 受託研究によって生じた発明、考案等に関する権利については、別段の定めがある場合を除き、大学及び大学院に帰属するものとする。
(政府関係機関等からの受託研究)

第10条 公社、公庫、公団等の政府関係機関又は地方公共団体（以下「政府関係機関等」という。）からの受託研究については、前条までの規定にかかわらず、当該政府関係機関等の定める規程等によることができる。

(その他の事項)

第11条 前条までに規定する事項以外のことについて必要があるときは、委託者と本学が協議の上、定めるものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、受託研究に関し必要な事項は、大学運営会議の議を経て、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年9月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月31日から施行する。